

藤井正大法律事務所

□ 弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□ 弁護士 堀大助 (hori@hey.ne.jp)

□ 弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デカビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください(メール配信も可能です)。

No.17(H22.8.1) 成年後見という制度があると聞きましたが、こういった制度でしょうか？

A 「高齢の母が悪徳商法の被害に遭わないか心配。」
「認知症になるかもしれない。安心して財産管理を任せられる状態にしたい。」・・・このような悩みを解決するのが成年後見制度です。

成年後見制度では、認知症、知的障害など精神上の障害により判断能力が十分でない人のため、家庭裁判所が成年後見人を選びます。選任された成年後見人は、判断能力が低下した本人のために、本人に代わって契約を締結したり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を取り消したりします。このようにして、本人の保護・支援を図るのです。

★ 成年後見制度は、法定後見と任意後見に分けられます。

● 任意後見

任意後見は、将来、判断能力が不十分になったときに備え、財産管理をしてくれる人(任意後見人)を事前の契約によって決めておく制度です。この契約は公正証書にしておかなければなりません。なお、任意後見契約の内容は自由に決めることができます。委任事務の範囲、誰を任意後見人にするか等は自由なのです。

○ 法定後見

法定後見は、既に判断能力が低下している人を対象にした成年後見制度です。

本人の判断能力の程度等によって、「後見」「保佐」「補助」に分かれます。「後見」が判断能力の衰えが最も大きく、「補助」が一番軽度です。

法定後見を利用するには、戸籍謄本や診断書などの必要書類を用意し、家庭裁判所に申立てをすることになります。申立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族のほか(民法7条)、市区町村長などです。

申立てがされると、①家庭裁判所調査官による聞き取り調査、②医師による鑑定、③審判等がなされ、法定後見が開始されます。

☆ 成年後見人の職務には、預貯金の管理や不動産の管理といった財産管理があります。さらに、医療に関する契約の締結のような身上看護も職務に含まれています。

もっとも、成年後見人の職務は、あくまで契約締結などの法律行為であって、食事の世話や実際の介護を行うわけではありません。

(次回の話題) 私の甥が推薦入試で私大に合格しましたが、事情があつて4月1日に入学を辞退しました。前納した授業料は取り戻せますか。(H22.9.1 予定)